

---

プロジェクト リース

項目 第 392 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

---

## 本資料の目的

1. 本資料では、第 392 回企業会計基準委員会（2018 年 9 月 12 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

## 参考人による説明資料及び質疑応答資料に対する意見

### （クレジット・アナリストによる説明資料及び質疑応答資料に関する意見）

2. リース期間に関して、アナリストは、企業から入手した解約不能期間に係る情報をそのまま利用するのではなく、同業他社や過去の経験との対比等から必要に応じて調整を行っていることを踏まえると、仮にオペレーティング・リースをオンバランスしたとしても、アナリストによる調整の余地は残ると考えられ、比較可能性の点で完全に問題が解決する訳ではないと考える。
3. 仮にオペレーティング・リースをオンバランスしたとしても、実務で会計基準の適用にばらつきが生じる場合、かえってアナリストによる分析が難しくなることも想定される。したがって、現行の解約不能のリース取引に係る未経過リース料の情報に加えて、開示されている未経過リース料に関してアナリストの分析に資する補足的な情報を開示する方が、アナリストが認識している課題に対処し得ると考える。
4. オペレーティング・リースをオンバランスした場合、アナリストが分析に際して行っている財務諸表の調整は、現行のオペレーティング・リースに係る注記に基づいた財務諸表の調整に比べて容易かつ合理的に行うことが可能になるのか確認したい。

### （セルサイド・アナリストによる説明資料及び質疑応答資料に関する意見）

5. 確かに、現行のオペレーティング・リースに係る注記は有価証券報告書で記載されるため、速報性に欠けるかもしれないが、財務諸表利用者の分析上、リースに関する情報について速報性が重視されるものか確認したい。
6. （前項の確認に対して）リースに関する情報の有用性については、小売業においては不採算店舗を整理する際に生じるリースの解約損の負担が大きいため、当該影響

が将来収益に与える影響を分析する上で、重要な情報となる。また、速報性に関しては、セルサイド・アナリストは短信の公表時にも予測値に基づく分析を行っており、仮に事後的に有価証券報告書で開示された数値が予測値と異なる場合、修正が必要となるため、オンバランスされるほうが速報性の観点では望ましいと考えられる。

7. 不採算店舗を整理する意思決定に関する情報を得るという目的において、オペレーティング・リースをオンバランスすることにより速報性が改善するのか確認したい。
8. (前項の確認に対して) 不採算店舗を整理する意思決定に関する情報を得ることに  
関して、オペレーティング・リースをオンバランスすることと速報性が改善することは直接的には関係しないと考えられる。しかしながら、リースがオンバランスされることで財務諸表に計上されると確度の高い情報が得られると考えられる。
9. IFRS 第 16 号の適用による影響として、使用総資本及び有利子負債の全体像がより明らかになることが挙げられている。この点、アナリストの分析上、営業に不可欠な資産でバランスシートの規模に比して重要と判断したものについて使用総資本に含めることは合理的であると考えるが、サービスに限りなく近いようなものについては、営業に必要不可欠な資産とは言い難いため、使用総資本から除外すべきものであると考える。

以 上